

天草市人権教育・啓発基本計画

平成 22 年（2010 年）10 月

天 草 市

天草市人権教育・啓発基本計画 目次

はじめに	3
1 基本計画策定の意義等について	
(1) 基本計画策定の意義	4
(2) 基本計画の性格.....	4
2 人権教育・啓発の基本的考え方について	
(1) 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義	4
① 人権とは	4
② 人権教育・啓発の定義	5
(2) 人権教育・啓発の目標	6
3 人権教育・啓発の進め方について	
(1) 人権の重要課題についての現状等	6
① 女性の人権.....	7
② 子どもの人権	8
③ 高齢者の人権	9
④ 障がい者の人権.....	10
⑤ 同和問題	11
⑥ 外国人の人権	12
⑦ 水俣病をめぐる人権.....	13
⑧ ハンセン病回復者等の人権	13
⑨ 感染症・難病等をめぐる人権.....	13
(ア) HIV感染症等をめぐる人権	13
(イ) 難病等をめぐる人権	14
⑩ 犯罪被害者等の人権.....	14
⑪ インターネットによる人権侵害	15
⑫ 刑を終えて出所した人等の人権	15
⑬ アイヌの人々の人権.....	15
⑭ ホームレスの人権	16
⑮ 性同一性障がい・性的指向をめぐる人権.....	16
⑯ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	16
(2) 人権教育・啓発の取組みの方向.....	17
① 教育.....	17
(ア) 就学前教育.....	17
a 内容.....	17
b 方法.....	17
(イ) 学校教育	17
a 内容.....	17
b 方法.....	17
(ウ) 社会教育	19
a 内容.....	19
b 方法.....	19

② 啓 発.....	20
(ア) 内 容.....	20
(イ) 方 法.....	21
③ 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発.....	21
(ア) 市職員.....	22
(イ) 教職員等.....	22
(ウ) 社会教育関係者.....	22
(エ) 保健・医療・福祉関係者.....	22
4 実施体制等について	
(1) 実施体制.....	22
① 計画の推進体制.....	22
(ア) 様々な手法による啓発.....	23
(イ) 人材の育成等.....	23
(ウ) 各種資料・情報の収集及び提供.....	23
(エ) 調査・研究.....	24
(オ) 相談体制等の充実.....	24
② 国、県との連携.....	24
③ 企業・民間団体との連携.....	25
④ 家庭・地域との連携.....	25
(2) フォローアップ.....	25
① 施策の推進.....	25
② 基本計画の見直し.....	25
(用語の解説).....	26
(資料編).....	29
世界人権宣.....	30
やさしい言葉で書かれた世界人権宣言.....	34
日本国憲法(抄).....	38
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	41
天草市人権擁護に関する条例.....	42
天草地域人権教育啓発・基本計画検討委員会則.....	43
検討委員会委員、作業部会委員名簿.....	44

はじめに

日本国憲法第 11 条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」として、この憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。

また第 13 条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、一人ひとりの人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていくうえで必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

さらに第 14 条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として、個人の人権尊重に加え、他者との関係においても差別されないことを保障し、この憲法の理念の一つである、法の下での平等を掲げています。

しかしながら、現代日本社会の現状に目を向けると、同和問題をはじめ、子どもに対するいじめや虐待、女性や高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見や差別など、人権に関する様々な問題が存在しています。

中でも、同和問題は、「同和对策審議会答申」(昭和 40 年(1965 年))(*1)で述べているように、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」です。この問題の解決を図るため、これまで「同和对策事業特別措置法」(昭和 44 年(1969 年))の制定以来、総合的な同和对策事業が進められてきました。

本市においても、この同和問題を、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題として受けとめ、教育・啓発活動を進めてきました。

そして、人権の尊重に関する認識の高まり等を受けて、平成 12 年(2000 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が制定されました。また、熊本県では、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえて、平成 16 年(2004 年)に「熊本県人権教育・啓発基本計画」(以下「熊本県基本計画」という。)が策定され、その後、平成 20 年(2008 年)に改定されています。

「人権の世紀」といわれる 21 世紀を迎え、本市においても、「天草市人権擁護に関する条例」(以下「人権擁護条例」という。)を制定して様々な取り組みをしてきましたが、これまでの取り組みの成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取り組みを進める必要があります。

上天草市、苓北町、天草市では、平成 21 年度において天草地域人権教育・啓発基本計画検討委員会を立ち上げ、「人権教育・啓発推進法」「熊本県基本計画」及び各市町の人権擁護条例等の各法等を基盤として、天草圏域共通の「基本計画」の原案作成に取り組んできました。この原案を基に、本市においてはこの度、人権教育・啓発を進める各関係機関、団体が同じ目標のもとに活動を展開する指針として、「天草市人権教育・啓発基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。今後は、この基本計画に基づいて、様々な人権問題の解決のために、あらゆる機会を通して人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めていくこととします。

1 基本計画策定の意義等について

(1) 基本計画策定の意義

基本計画を策定することには、次のような意義があります。

① 人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえでは、まず、本市における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりがそれぞれの分野において、共通の認識を持つ必要があります。

② 人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。このため、それぞれの分野において現状を明らかにした上で、どういった内容のものに、どのようにして取り組むのか、といった取組みの基本的な方向を明確に示すことが重要です。

③ 行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて推進する必要があります。このため、各主体に期待される役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

(2) 基本計画の性格

人権教育・啓発推進法には、地方公共団体が行う人権教育・啓発の基本理念（第3条）や、人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務（第5条）が規定されています。地方公共団体に求められているこのような理念や責務については、基本計画にも的確に反映させる必要があります。

また、熊本県基本計画には、人権教育・啓発にかかる取組みの方向が明確に示されており、これらについても基本計画に反映させる必要があります。

そこで、基本計画は、人権教育・啓発推進法及び熊本県基本計画の趣旨を踏まえたものとしています。

2 人権教育・啓発の基本的考え方について

(1) 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義

① 人権とは

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の悲惨な体験とその反省にたって、地球上に生きるすべての人に対する基本的人権の尊重こそが世界の永久平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が採択（昭和23年（1948年）12月10日）されてから、既に60年が経過しました。この世界人権宣言の採択以降、様々な取組みが国連を中心に展開されてきました。

国内においても、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である」と位置づけた「同和対策審議会答申」（*1）（昭和40年（1965年））の精神にのっとり、総合的な視点に立った同和行政や人権教育・啓発を推進してきました。

しかし、「人権とは何か」と聞かれると、多くの人は、「人権は法律的な概念であり、抽象的で難しい」といったように、自分自身とは距離のある概念として受けとめる傾

向が見られます。このような場合、人権問題についても「差別の問題」としてしかとらえられず、「一部の人々の気の毒な問題」で「私には関係がない」ということになってしまいます。

人は、一人ひとりが、等しく「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにして持っている基本的で具体的な権利です

つまり、着ること、食えること、住むことが満たされることや健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることなど、すべての人の日常生活にかかわるものとしてとらえる必要があります。

② 人権教育・啓発の定義

国連は、「人権のための国連10年」（平成6年(1994年)）の決議において、「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、生涯にわたる人権教育の重要性を指摘しています。

また、熊本県基本計画においては、人権教育を「すべての県民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて行われるものであって、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、物事を人権の視点でとらえ、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけるための教育」と定義しており、人権教育を啓発まで含めた概念として広くとらえています。

本市の基本計画における「人権教育・啓発」の定義についても、熊本県基本計画における定義を用いていますが、より具体的には、以下のように4つの側面から幅広くとらえておく必要があります。

○人権についての教育

人権を知識として身につけ、人間の尊厳を大切にすることを十分に育てること

(参考)「人権についての教育」とは、人権に関する歴史を教える、差別・偏見が人々の意識、行動、生活にどのような影響を与えるのかということ教える、つまり人権とは何か、知識として伝える、という側面をとらえたものです。

○人権としての教育

すべての個人が自由な社会に効果的に参加できるよう、教育を受けるといった基本的な権利をすべての人に保障すること

(参考)「人権としての教育」とは、教育を受けること自体が人権であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して教育を保障する、という側面をとらえたものです。

○人権のための教育

人権が尊重される社会の確立をめざし、積極的な関心・態度と、人権の擁護・伸長のための的確な技能を持つ人々をつくること

(参考)「人権のための教育」とは、人権の問題がなくなるのは、目の前の人権の問題について自分達で解決しようとしていないことによるとして、人権の問題を自ら解決できる技能を身につけた人を育てる、という側面をとらえたものです。

○人権を通じての教育

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にす雰囲気を用意していること

(参考)「人権を通じての教育」とは、学校でいじめがあったり、職場でセクシュアル・ハラスメントがあったりといった状況の下では、人権感覚は本当に根づかない、ということで、人権教育が行われる環境自体で人権が大切にされていなければならない、という側面をとらえたものです。

(2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳をもった一人の人間として尊重され、それぞれが自立し、(必要に応じたケアも含め)あらゆる生活分野における処遇や社会参加の機会の平等が保障され、自己実現できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

このことは、「人権の世紀」を迎えた今日の日本社会の課題でもあり、人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体(担い手)を育成することです。人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

「人権尊重のまち」をつくりあげることができるかどうかは、市民一人ひとりの意識と具体的な行動にかかっています。研ぎ澄まされた人権感覚を身につけ、人権問題に強い関心を持ち、積極的な態度と実効ある行動力を養い、問題解決のための具体的な行動を起こすためには、生涯にわたる人権教育を行うこととともに、行政や学校、企業・民間団体などに期待される役割を明確に示すことが重要です。

日本の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、社会的身分や門地、性別、障がいの有無などに関係なく、すべての人々に対して、他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養うとともに、様々な人権問題についての正しい理解と問題解決への積極的関心と態度を育成することを目標としていました。

基本計画においても、この同和教育の基本的な理念を引き継いでいく必要があります。

3 人権教育・啓発の進め方について

(1) 人権の重要課題についての現状等

人権教育・啓発には、個人の尊重、法の下での平等といった人権全般に共通する視点からアプローチする方法と、同和問題、女性の人権、子どもの人権といった個別の視点からアプローチする方法とがあります。人権尊重についての理解を深めるためには、この両者のアプローチはいずれも重要かつ必要不可欠なものであり、単に、人権尊重の重要性を住民に訴えかけるだけでなく、具体的な人権問題をテーマとして取り上げることが重要です。

そこで基本計画では、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、水俣病、ハンセン病回復者等、感染症・難病等、犯罪被害者等、インターネットなどをめぐる人権問題を、重要課題として位置づけています。

このような様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・

均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっています。

それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が求められています。

① 女性の人権

昭和21年(1946年)に制定された日本国憲法に基づき、家族や教育など女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく改善されました。

その後、「国際婦人年」である昭和50年(1975年)には「世界行動計画」が採択され、昭和54年(1979年)の国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための条約として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(通称:「女子差別撤廃条約」)が採択されました。日本では、これを契機に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(通称:「男女雇用機会均等法」)などが整備され、昭和60年(1985年)に同条約を批准しました。

また、平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。国は同法に基づいて、平成12年(2000年)に「男女共同参画基本計画」を、平成17年(2005年)には「第2次男女共同参画基本計画」を策定しています。

さらに、平成12年(2000年)には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成13年(2001年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称:「DV防止法」)が制定され、女性の人権に関する法制度は着実に整備されつつあります。

本市では、合併に伴い、平成18年12月(2006年)に「天草市男女が共に生きる社会づくり条例」を制定し、平成19年1月(2007年)に施行しました。同年2月に内閣府との共催によるフォーラムを開催し、男女共同参画都市を宣言しました。平成20年3月(2008年)に「天草市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会づくり推進に向け、啓発や環境整備等の施策を展開してきました。

女性の人権の尊重にあたっては、性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解消することが課題となっています。本市においては、男女平等や男女共同参画の理念は浸透しつつありますが、その一方で、本市が平成18年11月(2002年)に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定することに「同感する」と答えた人は11.4%です。しかし、どちらとも言えないは40.8%にのぼり、表向きは「同感しない」が本音部分では「同感する」といった微妙な考え方が推測されます。また、社会通念・慣習・しきたりでは、「男性優位」、「やや男性が優位」と感じている人は71.8%にのぼるなど、いっそうの対策が求められています。

性差別意識や固定的な性別役割分担意識は、女性の人権を侵害する様々な問題につながっており、セクシュアル・ハラスメント(*2)やストーカー行為(*3)、ドメスティック・バイオレンス(DV)(*4)、性犯罪など、女性に対する暴力や人権侵害もこれらの意識に起因すると言われてしています。

本市におけるDV被害者の相談件数は平成18年度18件、平成19年度15件、平成20年度16件、平成21年度16件となっています。女性に対する暴力は、女性の基本的な人権を踏みにじるものであり、DVが行われている家庭においては、被害者本人のみならず、子どももまた身体的被害や心理的被害を受けている場合が多く、その根絶に向けた取り組みは大変重要です。暴力を未然に防ぐための意識啓発活動とともに、被害女性を支

援するための相談体制の充実、関係機関との連携強化など、女性の保護と自立支援のための取組みが求められています。本市においては、「天草市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し、広範囲な連携体制を整備しています。

性差別意識や固定的な性別役割分担意識は、女性の社会進出や男女それぞれの幅広い生き方の選択も妨げています。女性がそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、行政、企業や各種団体などにおいて、政策、方針決定の場への女性の参画の拡大を図るとともに、女性の進出が少ない分野において新たに活躍の場の拡大を図る必要があります。

また、少子高齢化等の社会環境の変化に対応するため、「子育て支援体制の構築」や「働き方の見直し」も大きな課題となっています。仕事と家庭・地域生活の両立支援のため、就業意欲のある女性が継続して働ける就業環境の整備や、育児・介護サービスの充実に向けた取組みが求められており、男性の家庭・地域生活への参画など、男性も含めた働き方の見直しを進める必要があります。

② 子どもの人権

子どもの人権については、日本国憲法や児童福祉法において、人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示され、また、昭和26年(1951年)に制定された「児童憲章」において、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」との宣言がなされています。

その後、平成6年(1994年)に「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」という。)を批准した後、平成11年(1999年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定され、その目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。平成12年(2000年)には「児童虐待^{(*)5}の防止等に関する法律」が制定され、平成16年(2004年)の改正では、児童虐待の定義の見直しや早期発見等に係る努力義務の強化、通告義務の対象範囲の拡大等が図られました。さらに、平成19年(2007年)の改正により、児童の安全確認等のための家庭内への立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しを行うなど、よりいっそう子どもを保護するための体制の強化が行われています。

少子化や核家族化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、学校、行政、市民など、地域全体で子どもの育ちを支えていくことが必要となっています。

家庭においては、子育ての負担が母親に集中することなどに伴う育児不安や育児ストレスの増大等の様々な要因により、児童虐待事案の増加につながっています。

本市においても、児童虐待相談件数が増加傾向にあり、平成18年度11件、平成19年度15件、平成20年度26件、平成21年度39件となっています。

今後も広く市民に対し、児童虐待の通告義務などの啓発に努めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見を図るため、児童相談所・福祉・医療・教育・警察など関係機関の連携による支援などを引き続き進める必要があります。

学校においては、いじめや不登校、中途退学などの問題が憂うべき状況にあり、児童生徒の「教育を受ける権利」という点からも課題となっています。このため天草地域では、子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーや、いじめ・不登校アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなどが設置され、指導・支援体制の充実を進めています。

地域社会においては、「子どもの権利条約」の周知などの取組みを通じて、子どもの

権利に対する市民の意識も徐々に高まっているものの、なおいっそう啓発に努める必要があります。このため、民生委員・児童委員や主任児童委員、家庭児童相談員等など、子どもの人権問題に対する指導者の資質の向上を通じて、子どもの権利に関する市民への啓発に取り組む必要があります。

本市では、児童虐待の早期発見、適切な保護のために、関係者が情報や考え方を共有し、連携して対応するために「天草市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し、福祉、教育、保健医療、警察等それぞれの分野が連携し、虐待、いじめ、不登校等の人権問題にかかわる課題に対して組織的に対応しています。

また、近年、発達障がいなどにより、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が増加している現状にあり、関係機関と連携を図りながら早期に発見し、適切な支援を行っていく必要があります。

子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会、市民などがそれぞれの役割を果たし、さらに相互に協力しあい、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させる必要があります。

③ 高齢者の人権

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、22.1%（平成21年版高齢社会白書（平成20年（2008年）10月1日現在））で、今後も人口構造の高齢化が急速に進展すると予測されています。しかし、国民の意識や社会のシステムの対応は、高齢化の進展の速度に比べて遅れており、高齢社会にふさわしいものとなるよう早急な見直しが求められています。

日本では、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきました。

一方、高齢者への虐待が近年深刻な問題となっており、平成17年（2005年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：「高齢者虐待防止法」）が制定されました。

高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を図ることを基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図る必要があります。

本市の高齢化率は、32.3%（平成22年（2010年）3月31日現在）となっており、今後も、団塊の世代が高齢者に到達することから急速に高齢化が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯、また認知症の高齢者の数が急増することが予想されます。このような状況の中で、高齢者が尊厳を持って安心して自立した生活を送れるよう支援していくことが、重要な課題となっています。

そこで、本市では、高齢者一人ひとりが生涯にわたって、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるように目的ごとに体系化して「健やか生きいきプラン」を策定し、「元気で生きいきと暮らせるまち」の実現を目指します。

高齢者の虐待を防ぎ、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行なうことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などを活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや関係機関につなぎ、適切な支援を提供しています。

また、市と市社会福祉協議会が中心となり関係機関と連携をとりながら、虐待の防止・早期発見や認知症高齢者の見守り活動を推進するため地域福祉ネットワークの整

備を進め、認知症高齢者の支援では、認知症サポーターの育成や「あまくさ認知症を地域で支える会」などの地域の自主活動の支援を行っています。

高齢者のまわりには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、高齢者の自立と社会活動への参加が阻まれている状況があります。そこで、バリアフリー(※6)等を進め、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組む必要があります。

また、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、さらに、地域社会に貢献できるよう、就労支援のための施策や、ボランティア活動など社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。

これらのことを踏まえ、高齢者等が自宅で自立した生活が継続できるように、高齢者の相談事業や申請代行等の役割を担う高齢者支援センター(※7)の体制の充実を図り、また、地域包括支援センターや行政及び担当者等が連携をとり、必要時にサービス利用ができるよう体制整備を図ります。

④ 障がい者の人権

障がい(※8)者の人権については、国連において昭和50年(1975年)に「障害者の権利宣言」が採択されたことを契機として、障がい者の社会への完全参加と平等の確保が各国に呼びかけられました。

日本においても、平成5年(1993年)に障がい者の自立と社会参加の促進を図るため「障害者基本法」が制定され、県においても平成15年(2003年)に「くまもと障害者プラン」が策定されています。

また、平成17年(2005年)には、身体・知的・精神の3障がいの枠組みでは的確な支援が困難であった発達障がい者(※9)に対して一体的な支援を行う「発達障害者支援法」が、平成18年(2006年)には、それまで3障がいの種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設する「障害者自立支援法」が施行されました。さらに、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:「バリアフリー新法」)が制定され、また、「教育基本法」の改正で、障がい者へ教育上必要な支援を講ずるべきことが規定されるなど、障がい者の人権に関する法制度が整備されつつあります。

障がい者を取り巻く問題については、これまでもノーマライゼーション(※10)の理念に基づき、障がい者が安心して暮らせるまちづくりをめざし、様々な取り組みを行ってきましたが、障がい者用駐車スペースへの駐車といった理解のない行動など、いまだ多くの課題が存在しています。さらには、障がい者に対する財産の侵害や障がい者を狙った犯罪なども発生しています。そのため、障がい者についての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組む必要があります。

本市では、平成19年3月に「障がい福祉計画」、平成20年3月に「障がい者計画」を策定、平成21年3月に「障がい福祉計画」の見直しを行ないました。この計画においては、「地域での障がい者の自立・社会参画」を基本理念とし、障がいを持つ人たちが自分の住みなれた地域や家庭で、それぞれが持っている能力や特性を存分に生かしながら、可能な限り自立した日常生活と社会生活を営んでいける社会を築き、ひいては障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して暮らすことの出来る地域社会、「ノーマライゼーション」の実現をめざしています。

教育面については、平成19年(2007年)に「学校教育法」等が一部改正され、「特別支援教育」がスタートしました。特別支援教育は、障がいの有無や個々の違いを認識しつつ、様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の基礎となるものです。

そのため、すべての学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けることができる支援体制の整備を図る必要があります。

現在、市教育委員会では、福祉・保健・医療・労働の関係機関と連携しながら、支援が困難な事例ほど専門性のある支援が受けられる「段階的な支援体制」を構築することで特別支援教育を推進しています。

障がい者が、地域でいきいきと安心して暮らせることができるようにするためには、地域社会が障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がいや障がい者のことを正しく理解しなければなりません。そのためには、相互の理解を深め正しい知識の普及に努めていく必要があります。

⑤ 同和問題

「同和対策審議会答申」(*1)(昭和40年(1965年)8月)では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べています。

同和問題の解決に向けた取組みは、明治4年(1871年)8月の太政官布告(いわゆる「解放令」)に始まります。しかしながら、この解放令は、単に蔑称を廃止し、身分と職業が平等に扱われることを明らかにしたにとどまり、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかったため、その後も差別意識が根強く残り、結婚や就労における厳しい差別や、「心理的差別と実態的差別の悪循環」による差別の結果として、長年にわたって、被差別部落は劣悪な環境をはじめ、産業・労働・教育・生活全般における低位な状況におかれ、「何人にも保障されるべき市民的権利が十分に保障されない」という深刻かつ重大な人権問題を残してきました。

昭和40年(1965年)8月には、同和対策審議会が、その答申の中で「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。この答申は、その後の同和対策の基礎となっており、この答申が果たした歴史的意義は大きいものがあります。

この答申を踏まえ、昭和44年(1969年)には、同和対策関係の最初の特別措置法として「同和対策事業特別措置法」が制定されました。その後、この法律も含め3本の特別立法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発などの取組みが行われてきました。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、「地对財特法」という。)の期限後の方策について、地域改善対策協議会は、平成8年(1996年)5月に「地域改善対策協議会意見具申」(*11)において、「特別対策については、事業の緊急性等に応じて講じられるものであり、従来の方策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難である。これまでの特別対策についてはおおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである」とし、「同対審答申は、部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならないと指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同

和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない」旨の意見が示されました。

同和問題は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

本市においても、同和問題の解決をめざして、これまで各種の取組みを行い、施策を推進してきましたが、同和問題に対する誤った認識が依然として残っており、同和問題に対する正しい理解と認識が市民一人ひとりまで得られるよう、今後さらに、地域での細かな啓発活動を進める必要があります。

結婚や就職時における差別の問題は改善がみられるものの、依然として差別落書きや差別発言などが発生しています。その払拭に向けてさらなる教育・啓発が必要です。また、最近では、インターネットを利用した差別情報の掲載なども大きな問題となっています。

さらに、同和問題の解決に取り組む運動団体と誤解させるような組織名を装って、高額の本の購入を強要したり、不当な寄付を募ったりするといった行為なども見受けられます。これは、同和問題に対する誤った認識が存在していることが、そのようなせ同和行為を助長する要因ともなっていることから、引き続き同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、啓発活動をいっそう進める必要があります。

平成14年（2002年）3月に、特別措置法は失効しましたが、同和問題は引き続き解決に取り組むべき重要課題であり、これからも人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての市民の基本的人権を尊重するための人権教育・啓発として充実を図る必要があります。

⑥ 外国人の人権

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

近年における国際化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事例が発生しています。これらの差別事例発生の背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

本市においても民間団体等により、様々な国々との国際交流が盛んに行われており外国人登録者数は、平成22年（2010年）4月1日現在で245人となっています。

そのため、「地方の国際化」の牽引役となる行政、学校、企業・民間団体、市民などが外国人の人権についての関心をより一層高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、暮らし、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」を進めなければなりません。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっています。また、その一方で、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向もあります。

このため、偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

外国人が快適に暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりを進めることも大切です。そのため、地域における日本語学習機会の確保や、医療など日常生活や緊急時における相談・情報提供機能を充実させるとともに、公共やビジネス、観光の場における外国語表示や、在住外国人と地域住民との交流促進が必要です。併せて、防犯講話・研修会の実施等による防犯・防災対策などを充実させる必要があります。

⑦ 水俣病をめぐる人権

日本における公害の原点といわれる水俣病は、昭和 31 年（1956 年）に、水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣市にあるチッソ（株）（当時新日本窒素肥料（株））水俣工場から、化学製品の原料（アセトアルデヒド）の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずに食べたことが原因で、水俣病が発生しました。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚障害や視覚・聴覚障害、運動失調等があります。また、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通して胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状を有する胎児性水俣病もあります。

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の問題を生じさせました。そして、今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語れないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。

偏見や差別の解消のためには、水俣病が伝染病・遺伝病・風土病ではないことや、きれいな海がよみがえったことなど、水俣病に関する正しい知識を広め、理解を深めていく必要があります。

現在、水俣病問題について学ぶために、「水俣市立水俣病資料館」[\(*12\)](#)や「国立水俣病情報センター」[\(*13\)](#)等が建設され、水俣病に関する資料やパネル・写真の展示などが行われています。水俣病資料館では、実際に水俣病やそれに伴う差別を語り継いでいる「水俣病の語り部」の皆さんの体験談を聞くこともできます。

⑧ ハンセン病回復者等の人権

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、日常生活では感染しないにもかかわらず、日本では、明治時代から誤った強制隔離政策が採られてきました。平成 8 年（1996 年）に「らい予防法」は廃止されましたが、「ハンセン病療養所」入所者の多くが、地域社会の予断と偏見に加え高齢であることなどから社会復帰が困難な状況にあります。県内においても、入所者の社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件 [\(*14\)](#) が発生するなど、依然として偏見や差別は根強く残っているため、引き続き正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

このような中、平成 13 年（2001 年）には、ハンセン病元患者等に対する国の損害賠償責任を認める判決が確定しました。また、平成 20 年（2008 年）6 月には、「ハンセン病問題基本法」が成立し、ハンセン病であった者及びその家族の名誉の回復及び福祉の増進を図り、ハンセン病への差別や偏見のない社会の実現をめざすこととされました。

本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」[\(*15\)](#)を含め 2 つの療養所があり、420 人（平成 20 年（2008 年）12 月 31 日現在）が暮らしています。現在、菊池恵楓園では、園への訪問者や入所者自治会への講演依頼が増加するなど、県民との交流が進んでおり、園内には、入所者の歴史を伝えるとともに普及啓発や住民との交流を図る社会交流会館が、平成 18 年（2006 年）12 月に開館し、今後、啓発の拠点としての積極的な活用が望まれています。

⑨ 感染症・難病等をめぐる人権

(7) HIV 感染症等をめぐる人権

HIV 感染症とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV 感染症が進行し発病した状態です。

昭和 56 年（1981 年）、アメリカ合衆国での発症例が最初の報告で、日本においては、昭和 60 年（1985 年）に最初の患者が発見されてからは、身近な問題として取り上げられるようになりました。

平成 10 年（1998 年）には、患者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ適確な対応を行うため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されています。

平成 21 年（2009 年）11 月公表の厚生労働省エイズ動向委員会の報告によると、熊本県における HIV 感染者・エイズ患者の届出数は、感染者 46 人、患者 28 人（全国では感染者 11,316 人、患者 5,235 人）となっており年々増加傾向にあります。

今後は、市民一人ひとりがエイズに対する正しい知識を身につけ、理解を深めるとともに、HIV 感染者・エイズ患者が社会に受け入れられ、自立した生活を送ることができるよう、普及・啓発を進める必要があります。

(イ) 難病等をめぐる人権

難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療を必要とします。

難病は、経過が慢性にわたるため、経済的な問題のみならず介護等を要するために家族の負担が重く、精神的な負担も大きいものがあります。

また、難病はその種類も多く様々な病気の特徴があり、個人差があるため一見して病気とわかる場合もあれば、全く健康な人と変わらない場合もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要になっています。

難病患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するために、難病に関する適切な情報を提供するなど普及啓発に取り組む必要があります。

天草地域でも、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談・支援の取組みを始めています。

今後とも、難病患者に対する理解が深まるよう、それぞれの立場で難病についての正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

⑩ 犯罪被害者等の人権

昭和 55 年（1980 年）に「犯罪被害者等給付金支給法」が成立し、平成 16 年（2004 年）には「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

熊本県においては、被害を受けた場合に必要な支援が受けられるよう、また犯罪被害に対する県民の理解が深まるよう、平成 20 年（2008 年）に「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」が策定され、市町村においては、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応するため平成 20 年 7 月に担当窓口を設置しました。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、犯罪等の被害後に生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合があり、さらに苦しんでいる状況にあります。

このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続き、保護手続き及び被害回復のための諸制度に関する情報の提供を受けることができるような環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組みを強

化する必要があります。

犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取組を行うことが重要です。担当窓口は、国、県及び庁内の関係部署と連携を図りながら、総合的な対応窓口として相談・情報提供、啓発活動に取り組む必要があります。

⑪ インターネットによる人権侵害

情報化社会の進展に伴い、近年、インターネットは急速に普及してきました。

インターネットは、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、個人情報の流出、出会い系サイトやネットショッピングに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫など、いわゆる「情報化の影」の部分が生じています。

また、インターネットや携帯電話の児童生徒への普及に伴い、ネット上の掲示板や電子メールを利用した誹謗中傷やいじめ（ネットいじめ）、出会い系サイトに関係したトラブルなどの被害が発生しています。

こうしたことから、平成 21 年（2009 年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務とともに、保護者の責務も規定されました。

学校現場においては、すでに教職員の意識や資質の向上を図りながら、家庭とのしっかりと連携の下、児童生徒の情報モラル教育を推進していますが、今後は、家庭教育や社会教育においても、インターネットや携帯電話の適切な利用に関する教育を推進していく必要があります。

インターネットや携帯電話の使い方について保護者が関心を持ち、子どもと一緒に考え、話し合いながら、インターネットの掲示板やチャットには自分の情報を書き込まない、出会い系サイトには絶対にアクセスしないなど、具体的な家庭内のルールづくりをすることが大切です。

⑫ 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、仮に本人に更生の意欲があったとしても、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

実社会の中での更生を支援するため、更生保護ボランティアと呼ばれる人々が活動されています。特に、保護司（法務大臣から委嘱）、更生保護女性会（女性のボランティア団体）は、身近な存在として、それぞれの分野で更生保護を支えています。

刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

⑬ アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分

に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

現在は、平成9年（1997年）5月に制定された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策などが進められています。

本市においても、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

⑭ ホームレスの人権

公園や路上等を生活の場としているホームレスは、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっていると言われていています。食事や健康面での不安を抱え、地域社会とのあつれきや、苦情、いやがらせ等が発生しています。

ホームレスが自立できるようになるためには、地域社会において周囲の人々がその人らしい生き方を尊重し、ホームレスの実態（要因・背景・生活状況等）を理解することが必要です。また、ホームレスに対する偏見や差別意識が解消されるように、広報啓発活動を行うことが必要です。

ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談などの自立につながる総合的な対策を実施することを国や地方公共団体の責務とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、平成14年（2002年）から施行（10年間の時限立法）されています。

⑮ 性同一性障がい・性的指向（*16）をめぐる人権

生物学的な性である「からだの性」と、自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しない性同一性障がいに関して、また、同性愛などの性的指向に関して、正しい理解が求められています。

このような人々は、日常生活において奇異な目で見られるなど精神的な苦痛を受けているとともに、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。性同一性障がいについては、平成16年（2004年）、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術を受けているなど一定の要件を満たした場合は、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更することができるようになりました。

このような人々の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていくことが必要です。

⑯ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

平成14年（2002年）に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成20年（2008年）1月時点で、政府認定の日本人拉致被害者17人のうち、5人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの方々については、安否不明のままです。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して対応していくことを目的として、平成18年（2006年）に国及び地方自治体の責務等が定められた「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

また、同年9月には、総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」が設置され、

問題解決に向けた体制が整備されました。

さらに、平成 19 年（2007 年）の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が 3 年連続で採択されました。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。この問題に対する住民の正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組みの方向

① 教育

(7) 就学前教育

a 内容

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで極めて重要な時期でもあります。このため、生命の大切さに気づき愛情を感じ、また、相手を思いやる気持ちを育てるなど、人権を尊重する精神の芽生えが、感性として育まれるように努めることが大切です。

また、好ましい人間関係を形成するため、友達と仲良くする中にも決まりがあることを理解することや、子どもの発達の状況に応じて、何が良くて何が悪いのかを考えながら、好きなことだけでなく、我慢する心など成長に必要なことを体験することも大切です。

b 方法

幼稚園・保育所等は、人やもの、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣を身につけるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで極めて重要な役割を担っています。このため、すべての幼稚園・保育所等において、人権を大切にすることを育てる就学前教育に努めます。

特に乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、すべての職員が共通理解に立って、一人ひとりの子どもの健全な成長発達を支援するとともに、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めます。

また、職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立などをめざし、研修の一層の充実を図ります。

(4) 学校教育

a 内容

学校教育においては、児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高めていく必要があります。そのため、教職員が、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を自らの課題としてとらえるとともに、すべての教育活動の中で実践していくことにより、人権尊重に対する豊かな感性や、主体的な意識、実践力を持った児童生徒の育成に努めます。

また、児童生徒一人ひとりが、各教科や道徳、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間などすべての学校生活を通して、様々な人権問題についての理解を深め、人権についての認識を高めることができるよう、学校・地域の実情などに十分配慮しながら、一人ひとりを大切にしたい教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

b 方法

(推進体制の確立)

児童生徒が、心に響く、感性豊かな人間性を育むとともに、他人の気持ちがわかり、自分のこととして考えることのできる技能や態度を培うことができるよう、学校においては、すべての教職員がそれぞれの職責を自覚した推進体制のもと、すべての教育活動を通じて人権に配慮した教育を進めます。

(研修の充実)

すべての教職員は、人権問題解決に果たす教育の重要性を深く認識するとともに、児童生徒への愛情や教育への使命感を抱きながら、常に指導者としての資質や実践的な指導力専門性の向上に努めることが、強く求められています。

そのため、お互いに教育実践上の課題や情報を交流しあうことのできる研修や、より専門的な見地からの講話、自らの知識や体験をもって積極的に関わる参加体験型学習、人権に関わる各種推進資料の活用などにより、研修の充実を図ります。

また、「子どもの権利条約」では、生命・生存・発達に対する権利や意見表明権、虐待等から保護される権利など、児童生徒が一人の人間として自立していくうえで必要な権利が規定されています。このため、教職員一人ひとりがこの条約についての理解・認識を深めるとともに、ひいては、児童生徒に対しても十分な周知が図られるよう、研修の一層の充実を図ります。

(「生きる力」の育成)

人権問題への認識と理解を深め、児童生徒が進んで学習できる効果的・総合的な学習指導計画の確立や、教材・教具等の開発、学習指導方法等を工夫・改善することにより、児童生徒が、自ら学び自ら考え、問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、さらには、たくましく生きるための健康や体力（これらを総称して「生きる力」という。）を育成するよう努めます。

また、発達段階に応じた適切な人権学習と各教科等で展開される指導とを相互に有機的に結びつけながら、一人ひとりの学習・生活実態に即した人間としてのあり方や生き方に関わる日常的な指導を粘り強く積み重ねることにより、児童生徒が人権尊重の視点に立った態度を培い、主体的・自発的に行動できるよう支援します。

(体験・交流活動の重視)

ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、高齢者・障がい者等との交流活動などを通して、自他の違いを認め、お互いに尊重しあうとともに、豊かな感性や社会性、人間性をもった児童生徒の育成に努めます。

また、勤労生産活動や職場体験活動などを通して、社会の中で望まれる職業観や勤労観の育成に努めます。

(学習環境の整備)

各学校が人権に配慮した教育活動や学校運営を行うことにより、また、併せて、教職員自身が常に指導者としての資質の向上をめざして自己研鑽・意識改革に努めることにより、安心して楽しく学ぶことのできる学習環境を確保し、児童生徒の規範意識を培います。

そのため、児童生徒が誤った世間体や偏見などにとらわれることなく、科学的に判断する力を育む学習教材等の整備や、児童生徒を認め・ほめ・励まし、伸ばすための人権に配慮した教室設営など、学習環境の整備に努めます。

(家庭・地域との連携)

児童生徒を含め、すべての市民の人権が尊重されるようなまちづくりを実現するためには、住民の生活の場としての家庭や地域における取組みが重要となります。このため、学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点として、その役割が十分に発揮されるよう、学校と家庭・地域との間で、人権問題に関わる様々な情報を受発信するなど、相互に緊密な連携を図ります。

(ウ) 社会教育

a 内容

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざし、生涯学習社会の構築に向けた様々な取組みの中で、市民一人ひとりが自発的学習意思に基づき学習ができるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備・充実が求められています。その際、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、身近な日常生活において、市民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権感覚を養う必要があります。

b 方法

(家庭教育に対する支援)

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別しないということ、親自身が日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが必要です。そのため、親と子どもに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備などにより、家庭教育の支援に努めます。

(学習機会の充実及び学校教育との連携)

人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取組みを促進します。また、学校教育との連携を図りながら、青少年の豊かな人間性を育むため、ボランティア活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

(学習意欲を高める創意工夫)

人権が日常生活の様々な場面に関わってくるものであるということが理解できる学習内容を組み立てるとともに、様々な人とのふれあい体験を通して人権感覚が自然に身につく参加体験型学習プログラム等を開発・提供するなど、内容・手法を創意工夫し、学習意欲が高まるように努めます。

(指導者の養成)

人権教育・啓発を推進する指導者は、様々な人権問題の解決に向け、地域の実情に即した取組みを進めるうえで重要な役割を担っています。このことから、その養成や資質の向上に努めるとともに、社会教育における指導体制の充実を図る必要があります。指導者養成のための研修については、地域における人権教育・啓発の推進者として広く活動できるよう、企画・運営に関することや体験的・実

践的手法を取り入れるなど、研修内容・方法を創意工夫します。

② 啓 発

人権についての啓発は、広く市民を対象として行われるものであり、その手法についても、研修や広報活動、情報提供など多岐にわたりますが、その目的は、市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そういった認識が、日常生活において、自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

また、人権は、市民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。このため、啓発にあたっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する必要があります。市民の間に、人権の考え方や人権問題のとらえ方について多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくり、言い換えれば、人権について語りあう場そのものが人権を大切にする雰囲気を用意しているような環境づくりを進めることが重要です。

さらに、啓発の効果を高めるためには、その内容だけではなく、実施の方法においても、住民から幅広く理解と共感を得られるものであることが求められます。

(7) 内 容

(人権問題に対する正しい理解と認識の促進)

啓発にあたっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、女性の人権、子どもの人権といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」、「具体的には何が問題となっているのか」といった内容が、市民に正しく理解・認識されるような啓発を進めます。

(人権意識の高揚)

昨今の社会状況を見ると、幼児や小学生などの尊い命が奪われるといった痛ましい事件をはじめ、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、近隣者間でのトラブルなど日常生活の様々な場面において、ささいなことから人が傷つけられたりするような事件が多発しています。その要因としては、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが挙げられます。

このため、一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるということ、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発を進めます。

また、日本には、世間体を気にしたり、横並び意識があることなどにより、自分自身はそう思っていないとしても、周りの人々の考え方を過度に意識してしまい、安易にそれを受け入れてしまうような風潮があります。世間体などに惑わされることなく、一人ひとりが異なった考え方や価値観を持った存在であるということを確認するうえで、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めます。

(日常生活における態度や行動への発現)

一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、それが日常生活において、自らの

態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事として片づけてしまうのではなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、それらを通じて身につけた人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実践できるような啓発を進めます。

(1) 方法

(対象者の発達段階に応じた啓発)

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、また、その対象者が家庭や学校、職場などで体験した人権に関わる問題を具体的に取り上げたりするなど、創意工夫を凝らします。

(具体的な事例を活用した啓発)

啓発を効果的に進めるためには、これまでに発生した差別事象や児童虐待事案など具体的な事例を取り上げることも有効です。単に「現状はこうなっています」とか「こういう課題があります」というだけでは、人の心に響きにくく、どうしても他人事としてしか受け止められないという面も出てきますが、実際に発生した事例を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があります。

特に、そういった具体的な事例が県内と関連が深いものであるような場合、例えば、水俣病やハンセン病を通じて偏見や差別の現実直面してきましたが、そういった事例を取り上げることで、市民が人権問題を身近に感じるようになり、ひいては、人権への理解をより一層深められるようになるという効果があります。

(参加型・体験型の啓発)

人権に関する講演会の開催や人権啓発冊子等の作成・配布といった市民に対する発信型の啓発は、人権に関する知識の習得という点では一定の効果がありますが、さらに、市民自らが人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があります。

このため、市民が自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換の中から、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような啓発（ワークショップなどの参加型・体験型の研修等）を着実に実施します。

(地域交流を通じた啓発)

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含めすべての人がそれぞれの地域の中で、共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、市民と高齢者・障がい者施設等との交流事業や、そういった施設等でのボランティア活動体験事業などに取り組むなど、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも、啓発の効果を高めることにつながります。

③ 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

人権教育・啓発を進めるうえでは、住民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関

わりの深い職業等に従事する人が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような、人権感覚を磨くための研修・啓発の取組みが重要になってきます。

また、自ら行っている日常の業務がいかに市民の人権に深い関わりを持っているかということ、さらに、気にとめずに行っていることの中にも人の心を傷つけたり、あるいは差別をしたりしているようなことが潜んでいるということを常に意識しながら業務を行う必要があります。

(7) 市職員

市職員一人ひとりが、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、各職場の状況に応じた研修を行います。

また、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどにより、各職場における自主的な研修の促進を図ります。

(4) 教職員等

幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう、幼児教育関係者、学校教育関係者の研修の充実を図ります。

教育現場における人権教育の意義は、教職員等自らの人権意識を形成するにとどまらず、子どもの人権を保護し、次代を担う子どもたちの確かな人権感覚を育むことにあります。

(5) 社会教育関係者

社会教育関係者は、市民の日々の生活と密接な関係があるため、人権問題についても大きな影響力を有しています。したがって、市民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力向上が強く求められています。関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行することができるよう、会議の場等において人権教育の研修の充実及び啓発の推進に努めます。

(6) 保健・医療・福祉関係者

治療、介護、相談など、市民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事しているため、研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養います。

4 実施体制等について

(1) 実施体制

① 計画の推進体制

基本計画は、熊本県基本計画を重視し、関係部署の協力により策定しましたが、計画推進にあたっては、市人権教育推進協議会及び天草郡市人権教育推進連絡協議会とも連携を図ることにより、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、市民に対する人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などあらゆる場を通して行われることで、より実効あるものになると考えられます。それぞれの主体が担うべき役割を踏まえたうえで、相互の連携を図るものとします。

今後は、人権教育・啓発の目標の中でも述べたように、市民一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった一人の人間として尊重され、それぞれが自立し、(必要に応じたケアも含め)あらゆる生活分野における処遇や社会参加の機会の平等が保障され、自己実現できる社会を常に念頭に描きながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

そのような社会の実現に向けて、人権教育・啓発の効果的な実施体制を確立するため、以下のような取組みを進めます。

(7) 様々な手法による啓発

(広報紙等による啓発)

市で発行している広報紙は、最も地域に密着しており、地域のニュースやお知らせなど情報提供を行う手段として非常に効果的です。市民が身近に情報を得ることができるという点、また、幅広く市民に対する啓発を行うことができるという点で、最も大きな効果が期待できます。

このため、市民が人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、紙面を活用し、人権に関する情報の掲載をするとともに、講演会や啓発イベントへの参加の呼びかけや、人権週間をはじめとする啓発の強化期間等の広報活動を積極的に行います。

また、地元新聞をはじめとするマスメディアや、民間で発行している情報誌の効果も大きく、取材を通して、その効果が最大限に発揮できるような啓発に努めます。

(人権に関する講演会等の開催、人権啓発物等の作成・配布)

人権についての市民の関心を高めるため、広く市民が参加しやすいような講演会や、パネル展、街頭啓発などの啓発イベント等を実施します。

また、人権啓発物などを作成し、講演会や啓発イベントなどにおいて配布・周知に努めます。

(創意工夫を凝らした啓発)

講演会のテーマや啓発物の中で、具体的な事例や体験を取り上げたり、また、それぞれの地域において、高齢者や障がい者を含めた市民相互間での交流イベント等を検討・実施するなど、市民一人ひとりの自立を促し、社会参加への機会が広げられるよう、創意工夫を凝らした啓発に努めます。

(4) 人材の育成等

(人権に関する研修会の開催)

市職員、教職員をはじめとする公務員や、市民に接する機会の多い職業等に従事する人が人権尊重の視点に立って業務を遂行できるよう、また、「人権についてもっと知りたい」、「様々な人権問題についてもっと学びたい」という市民のニーズに対応し、広く市民が参加できるような研修会を検討・実施します。

(人権教育・啓発を進める指導者の育成)

人権教育・啓発を着実かつ効果的に進めるためには、行政、学校、企業・民間団体、地域などにおいて、人権教育・啓発に率先して取り組む指導者を育成する必要があります。このため、ワークショップ形式などにより、受講者が自ら主体的に参加できるような参加型・体験型の研修を実施するなど、受講者がそれぞれの職場や地域等において人権教育・啓発を実践できるよう支援します。

(5) 各種資料・情報の収集及び提供

人権に関する文献や資料、視聴覚教材などは、人権教育・啓発を効果的に進めるうえで必要不可欠であり、その整備・充実に努めるとともに、市民が人権学習の機会を増やせるよう、これら資料の閲覧の場を提供したり、資料の貸出しを行うなど、

必要な支援を行います。

また、人権に関する情勢は時々刻々と変化することから、その動向には常に留意しながら、その都度、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関や民間団体、市民などへの適切な情報提供に努めます。

さらに、人権問題が複雑・多様化している中で、人権に関わる関係機関や団体等の相互間において、迅速かつ適切な情報収集・提供が必要不可欠になってきています。このため、今後は、人権に関する情報の体系化なども視野に入れながら、その効果的な情報収集・提供のあり方について検討します。

(I) 調査・研究

人権教育・啓発を進めるにあたっては、「人権に対する市民の関心を高めるためのより効果的な方法はないか」とか、「どうすれば、人権問題解決に向けての市民の積極的な態度や技能が培われるのか」といったことを常に意識しながら、また、これまでの人権教育・啓発への取組を反省・評価しながら、その後の人権教育・啓発の中で実践するという改善の姿勢が求められます。

こういったことを総合的・体系的に進めるためにも、これまで取り組んできた人権教育・啓発手法について調査するとともに、より効果的な人権教育・啓発のあり方を研究することは重要です。

(II) 相談体制等の充実

市民の人権意識を高めるという観点から、人権教育・啓発を進めることが重要であることは言うまでもありませんが、その一方で、現実には、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどの様々な人権侵害が発生しています。人権侵害が発生した場合の被害者の救済については、最終的には司法的解決ということになりますが、市においても、被害者救済に向けての一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施しています。また、福祉事務所を中心として、人権侵害の被害者の保護及び自立支援等に関わる各種支援施策を実施しています。引き続き、各関係機関との間で連携協力を図りながら、被害者の支援等に取り組み、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が自立に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、身近な相談体制の充実に努めます。併せて、各人権課題に対応した相談窓口の更なる広報を図る必要があります。

② 国、県との連携

本計画の取組の実効性を挙げるためには、国、県との連携を図ることが重要です。国においては、人権教育・啓発推進法の中で、「人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務がある」とされています。現在国は、同法の規定により平成14年(2002年)に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関係各府省庁間の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に取り組んでいるところです。なお、国は、国際社会においても、人権分野における国際的取組に積極的な役割を果たすことが求められています。

また、県においても熊本県基本計画を策定し、総合的・計画的に取り組んでいます。

このような中で、今後、本市としては、地方法務局、人権擁護委員など国の人権擁護機関との連携をより一層深めながら、本市の実情に即した人権教育・啓発に取り組みます。また、県との関係においては、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修会等における講師の紹介、出前研修、人権に関する情報や啓発資料の提供を得るため連携を図っていきます。

③ 企業・民間団体との連携

人権教育・啓発に関しては、企業や、民間の人権関係団体などが様々な活動を行っており、今後、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うことが期待されています。

このため、企業や民間団体などを対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修会等における講師の紹介、出前研修、人権に関する情報や啓発資料の提供などを行うことにより、その取組みを支援します。

④ 家庭・地域との連携

市民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期から、家庭において、また、家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。また、人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要といえます。

このため、各地域ごとに、行政や社会教育施設、学校及び民間団体などが緊密な連携を図りながら、また、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

近年は、ボランティア活動や市民活動をはじめとする住民レベルで人権問題に取り組む民間非営利組織（NPO）などが現れてきています。このような自発性・主体性に基づく市民主体の活動は、自己実現につながる活動として、公平性や平等性を基本とする行政や、採算性を重視する企業などでは対応できない分野において、その効果的な取組みが期待されています。

このため、本市としても、民間非営利団体とのパートナーシップによる施策等を推進するとともに、市民が主体的に学べる学習の場の提供や、必要な情報の提供などを行うことにより、その取組みを支援します。

(2) フォローアップ

基本計画に基づく取組みを実効あるものとするため、次のようなフォローアップを行います。

① 施策の推進

基本計画の関連施策については、実施状況を把握し、課題を整理しながら、その推進を図ります。なお、市民から寄せられた意見等については、実施中の事業の改善・工夫に生かすとともに、施策に反映させます。

② 基本計画の見直し

国内外の人権を取り巻く状況や、本市における人権をめぐる状況及び人権教育・啓発の現状に常に留意しながら、その変化等に適切に対応するため、必要に応じて基本計画は見直しを行います。

なお、見直しにあたっては、関係部署だけではなく、広く市民や人権に関わる有識者等の意見も反映されるよう、十分に配慮するものとします。

* 1 同和対策審議会答申

昭和 35 年（1960 年）に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和 40 年（1965 年）8 月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

* 2 セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

* 3 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

* 4 ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence／DV）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。「夫・パートナーからの暴力」として記述されることもあります。

* 5 児童虐待

保護者がその監護する児童（18 歳に満たない者）に対し、次の行為をすることをいいます。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること
- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

* 6 バリアフリー

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

*** 7 高齢者支援センター（在宅介護支援センター）**

市から業務委託を受け、高齢者福祉サービスが必要な在宅の高齢者またはその家族などに対し、高齢者福祉サービスの照会・相談・申請代行などを行う。社会福祉協議会内に設置してある。

*** 8 障がい**

市では、「障害（者）」の「害」という漢字の表記について、「害悪」など負のイメージがあること、また、関係する方々などから「障害」の表記を改めるべきであるとの意見が寄せられたこともあって、ひらがな表記に改めることにしました。

この計画（改訂版）の中には、「障がい（者）」の表記が多数出てきますが、「法令、条例、規則や固有名称等」を除き、すべてひらがな表記としています。

*** 9 発達障がい者**

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいい、発達障がい者とは、発達障がいを有するために、日常生活または社会生活に制限を受ける者をいいます。

*** 10 ノーマライゼーション**

「ノーマライゼーション」とは、障がい者を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

*** 11 地域改善対策協議会意見具申**

平成8年（1996年）5月に地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」の意見具申のことです。

この意見具申では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的な在り方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘しています。

*** 12 水俣市立水俣病資料館**

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年（1993年）1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報を発信しています。

*** 13 国立水俣病情報センター**

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年（2001年）に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や、学术交流等のための会議の開催等を行っています。

*** 14 宿泊拒否事件**

平成15年（2003年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件のことです。

*** 15 国立療養所菊池恵楓園（きくちけいふうえん）**

明治 40 年（1907 年）の「癩予防二関スル件」に基づき、全国 5 カ所に設置されたらい公立療養所のひとつであり、明治 42 年（1909 年）、九州七県連合立第 5 区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和 16 年（1941 年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

*** 16 性的指向**

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す **sexual orientation** の訳語です。このほか、性的少数者に位置づけられる性同一性障がい、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）を理由とする差別なども問題となっています。

天草市人権教育・啓発基本計画 資料編

世界人権宣言

「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」

日本国憲法（抄）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

天草市人権擁護に関する条例

天草地域人権教育啓発・基本計画検討委員会則

検討委員会委員名簿

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条（自由平等）

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条（生存、自由、身体の安全）

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条（奴隷の禁止）

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第6条（法の下における人としての承認）

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条（法の下における平等）

すべての人は、法の下において、平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を

受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条（基本的権利の侵害に対する救済）

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条（逮捕、拘禁又は追放の制限）

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条（裁判所の公正な審理）

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条（無罪の推定、罰刑法定主義）

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条（私生活、名誉、信用の保護）

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条（移転と居住）

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条（迫害）

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条（国籍）

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条（婚姻と家庭）

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条（財産）

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条（思想、良心、宗教）

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条（意見、発表）

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく

自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条（集会、結社）

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条（参政権）

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条（社会保障）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条（労働の権利）

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条（休憩、余暇）

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条（生活の保障）

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条（教育）

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種もしくはは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条（文化）

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条（社会的国際的秩序）

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条（社会に対する義務）

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条（権利と自由に対する破壊的活動）

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

やさしい言葉で書かれた世界人権宣言

「世界人権宣言」は、この宣言の後に国際連合で結ばれた人権条約の基礎となっており、世界の人権に関する規律の中でもっとも基本的な意義を有しますが、天草市人権教育・啓発基本計画を理解するうえでも大切なものです。

この「世界人権宣言」を、だれもが読んで理解できるようになることが大切であるという考えから、いろいろな工夫をこらして作成されているのが、この「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」です。

（この資料は、ジュネーブ大学のマサランティ教授（心理学専攻）を指導者とする研究班が、EIP（平和の手段としての学校のための世界協会）というNGOと協力して1979年に開発・公表したものです。「世界人権宣言」をだれもが読んで理解できるようになることが大切であるとの考えから、日常会話で使用されるフランス語訳2,500語だけで宣言のテキストを書き換え、宣言の内容を5つのカテゴリー（あなた、家庭、社会、国、世界）に分類、一部は順序を入れ替えるなどの工夫をこらして作成されています。やさしい言葉のテキストは福田が訳しました。（原文は、外務省仮訳です。）

『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』

- 第1条（世界）子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由であって、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。
（原文）すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 第3条（あなた）あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利をもっています。
（原文）すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第7条（国）法律はすべての人に対して同じはたらきをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。
（原文）すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条（国）国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身におこったとき、あなたは法律によって自分を守ってくれるように要求することができます。
（原文）すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条（あなた）不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したりする権利は、だれにもありません。
（原文）何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第11条（あなた）あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があるとうたえられたとき、つねに自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、だれにもありません。
（原文）1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第6条（あなた）どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じように守られるべきです。
（原文）すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第12条（あなた）もしだれかが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書いたものをむりやり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利があります。
（原文）何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第25条（家庭）あなたは、あなたとあなたの家族が病気にならないために、また病気になったときに世話を受けられるために、飢えることがないために、寒さに悩むことがないために、住居をもつために、必要な一切のものをもつ権利をもっています。子どもを産もうとしている母とその子は、援助を受けるべきです。すべての子どもはその母親が結婚しているかいないかにかかわらず、同じ権利をもってい

ます。

(原文) 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条 (あなた) あなたは学校に通う権利、ただで義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活しつづけることを教えられるべきです。

(家族) あなたの両親は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 18 条 (あなた) あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、ひとりであるいは他の人々といっしょに、望むとおりに信じておこなう権利をもっています。

(原文) すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条 (あなた) あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利をもっています。だれもあなたがそうすることを禁止することはできません。

(社会) あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。

(原文) すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条 (国) だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。

(原文) 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 23 条 (あなた) あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。

(社会) もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 25 条 (あなた) あなたは、仕事がないために、病気であるために、年をとったために、あなたの妻または夫が亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことからのために、働くことができないような場合には、助けてもらう権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 29 条 (あなた) こういうわけで、あなたは、あなたの人間らしさを発展させることを認める人々のなかに住んでいるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っているのです。

(原文) 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 2 条 (世界) したがって、あなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮膚の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。

(原文) 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

(略)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条【国民の要件】日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改

正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条【国及び公共団体の賠償責任】何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条【信教の自由】① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条【学問の自由】学問の自由は、これを保障する。

第 24 条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条【生存権、国の社会的使命】① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公共衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条【教育を受ける権利、教育の義務】① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条【勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条【財産権】① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条【法定の手続きの保障】何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条【裁判を受ける権利】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条【逮捕の要件】何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保護】何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条【住居の不可侵】① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第 97 条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

天草市人権擁護に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念に基づき、部落差別をはじめ、障害、性別等による差別等、あらゆる差別(以下「差別」という。)をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民への人権擁護意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力し、差別をなくすよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、差別をなくすために必要な社会福祉の向上、教育の充実及び人権擁護意識の高揚に関する施策について、市民及び関係諸団体と協力し、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権擁護意識の高揚を図るため、関係諸団体と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育の推進と啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、第 4 条の施策を効果的に推進するため、国、県及び関係諸団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

天草地域人権教育啓発・基本計画検討委員会則

(名称)

第1条 本会は、天草地域人権教育・啓発基本計画検討委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、人権教育・啓発に関する様々な施策についての天草地域における基本計画について、各市町の計画策定のための基本案を検討することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、会長、副会長、委員及び参与をもって組織する。

2 会長は、天草郡市人権教育推進連絡協議会会長をもって充てる。

3 副会長は、天草郡市人権教育推進連絡協議会副会長をもって充てる。

4 委員及び参与は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 本会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(作業部会)

第5条 本会に作業部会を置く。

2 作業部会員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 作業部会は、基本案の検討のために、資料収集及び研究等を行う。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、天草郡市人権教育推進連絡協議会事務局に置く。

(解散)

第7条 本会は、各市町の基本計画策定終了後、速やかに会務を報告し、解散するものとする。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成21年6月11日から施行する。

別表 1

天草地域人権教育・啓発基本計画検討委員会委員

役職名	職 名	氏 名
会 長	天草市教育長（天人教会長）	岡部 紀夫
副会長	上天草市教育長（天人教副会長）	鬼塚 宗徳
副会長	苓北町教育長（天人教副会長）	松野 茂
委 員	苓北町福祉保健課長（天人教行政部会長）	岡田 晴喜
委 員	天草市男女共同参画室長（天人教行政部会副部会長）	田中久美子
委 員	上天草市市民窓口課長（天人教行政部会副部会長）	下森 雄二
委 員	本渡北幼稚園長（天人教就学前教育部会長）	松岡 逸子
委 員	天草中学校長（天人教学校教育部会長）	須藤 紀博
委 員	上天草市中央公民館長（天人教社会教育部会長）	西釜 真二
委 員	上天草市社会教育課長（天人教監事）	木下 厚生
委 員	苓北町教育課長（天人教監事）	田尻 幹雄
委 員	天草市社会教育課長（天人教事務局長）	宗像 和久
参 与	熊本県人権同和政策課課長補佐	橋本 司
参 与	天草教育事務所指導主事（天人教顧問）	外濱 隆道
参 与	天草教育事務所社会教育主事（天人教顧問）	金子 正樹

別表 2

天草地域人権教育啓発基本計画検討委員会作業部会委員

役職名	職 名	氏 名
部会員	天草市男女共同参画室主幹（男女共同参画係長）	船津 悦男
部会員	天草市社会教育課主幹（生涯学習推進係長）	松下 浩
部会員	天草市社会教育課生涯学習推進係主査	久保 拓也
部会員	天草市教育指導課指導主事	坂本 和子
部会員	上天草市市民窓口課主幹	中筋むつみ
部会員	上天草市社会教育課参事	吉本 博明
部会員	上天草市学務課参事	宮崎 真司
部会員	苓北町福祉保健課課主事	田中 由香
部会員	苓北町教育委員会課長補佐	荒木 広之
部会員	苓北町教育委員会主幹	宮崎 良成